





## 新本部役員紹介

### —退任の挨拶に代えて—

## 本部役員9年間を振り返って

前中央執行委員長 梅村正一

平成3年2月、静岡県湖西市で開催された第30回定期全国大会で本部役員に選出されて以来9年間、中央執行委員1年、中央書記長2年を経て、6年間の中央執行委員長としての任期を全うし、この度、第39回定期全国大会を最後に退任することとなりました。本部役員としての9年間を支えてくださった全国の組合員の皆様には、心より感謝申し上げます。

退任を期に、これまでの本部役員としての活動を振り返るとともに、これから21世紀へ向けての課題をご提示申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。

#### 1. 中央執行委員としての1年間

当時は、あれもこれもと大会決議により要求事項があげられ、36項目からなる要求を掲げて本社と交渉していました。中でも、「豪雪地の雪かきに要する費用を手当として出すように」といった本社交渉の場で理論付けに苦しむような要求が幾つかあり、交渉に臨むにあたり、非常に苦労したことを記憶しています。

しかし、時勢は週休二日制であり、本社が新労の要求を取り入れてその導入を打ち出し、速やかに協定に漕ぎ着くことができたのは大きな成果でしたし、夏季休暇も新設されるなど、ゆとりある生活環境が整備されるようになりました。また、4%の看護業務手当が本俸に繰り入れられたことは、生涯賃金の嵩上げにもなり、それまで血液センターに働く看護職員には看護業務手当がなかったことを考えると、朗報であったと思います。

この年度に行われた初心者研修会(箱根)に参加して思ったことは、本部役員全員が出席してそれぞれの受け持ちテーマを講演したものの、出席者があまりに少なかったことでした。この件は、その後の検討課題となりました。

#### 2. 中央書記長としての2年間

前年度の反省を踏まえ、初心者研修会はブロック単位で企画・実施されることとなり、それぞれのブロックの特色を活かした研修会の運営が行われるようになりました。その結果、毎年の参加者も平均150名を越える盛況振りとなりました。

一方、本部は初心者研修会の冊子づくりに着手し、『労働組合のはなし』、『日赤の機構と日赤新労』、『組合活動に役立つ基礎知識』などを作成。その後も、年々充実した内容に改訂し、教宣活動に役立てています。

私が書記長として初年度に取り組んだのは、特別昇格制度でした。前年度の人事院勧告で導入は打ち出されていましたが、内容は公表されず、人事院中部事務局や本院に問い合わせて情報収集に努めました。しかし、それでも十分把握できず、人事院月報等と首っ引きで勉強したものでした。その時のノートが、冊子となった『昇格基準の取扱い』や『昇格の流れ』、『年度別昇格早見表』

作成の基礎となつたのです。

人事院勧告が公表された日は、まず本部事務局で速報を作成し、その後自宅に資料を持ち帰って徹夜で本社との団交に備えて準備をしました。団交の結果は、その都度、速報という形で単組に報告していましたが、その年度の要求事項の交渉結果を取りまとめた「要求書及び回答」として、定期大会に報告がてら配布するようになったのもこの時期でした。

また、ある時、日赤本社の某課長に「新労さん、人事小六法ぐらいは読んでるんでしょう?」と言われ、「ええ、人事小六法や人事院規則ぐらいは勉強してますよ」と答えたものの、以後、前2冊と「給与実務の手引き」はいつも手元において、必要時にはすぐ開けるようにし、資料や冊子、書籍の充実に努めた書記長時代でした。

#### 3. 中央執行委員長としての6年間

日本経済はバブル崩壊後の非常に厳しい時代であり、労働界でも、ペアは確保するものの、その額の少なさにあらためて厳しさを認識したものでした。我々も、世間相場は何とか確保できましたが、本社の言う「世間並み」水準での我慢我慢の6年間であったように思います。

しかし、こうした厳しい環境の中にあっても、本社と合意に達し、多くの協定が締結されたことは大きな成果でもありました。

特に上げれば、永年勤続表彰の改正があります。それまでは表彰状と記念品が授与されていましたが、新労の要求するリフレッシュ休暇に応え、30年勤続で5日間、20年で3日間の特別有給休暇を付与することで協定しました。日数については不満も残りましたが、特別休暇制度が導入されたことに意義があると思っています。私は、たまたま勤続年数の関係でその恩恵には浴さなかつたのですが、何人の方々に感謝の言葉をいただきました。

また、特別休暇においては、妻の出産や結婚にかかる取得方法の改正など、時代の変化と職員のニーズに対応できる制度が導入されたことは、喜ばしいことと思っています。

その他にも、血液センターの初任給基準の改正や、労働法等関連法の改正など法的措置に基づいた休日の時間外割増率の改正、介護休暇及び育児休業規程の改正など、労働環境の変化に伴ったタイムリーな協定が締結に至りました。

さて、平成不況に入り景気低迷が続く中、少しでも賃金の底上げをする必要があることから、ペアとともに重点的に取り組んできたのが、昇格基準の見直しです。まず、「昇格基準の適正な運用が行われているか」を投げかける意味もあって、冊子『昇格基準の取扱い』『昇格の流れ』や、モデル賃金表を作成し、坂本賃金委員長を中心に、初心者研修会や幹部研修会など機会あるごとに解説し、啓蒙活動を行いました。その結果、正しく運用されていて当たり前の世界のはずが、予想以上に反響があったことには驚きました。単組からの要請で、本社折衝の中で改善を図ったり、本部立会いの単組交渉に臨んだこともあります。本来の目標は、昇格基準の見直しにありましたが、正しく運用されることはそのことだけで賃金の底上げにもつながりますし、今後も引き続き力を注いでいかなければならぬテーマと考えます。

#### 4. 21世紀への課題

20世紀最後の年、景気は回復傾向にあるとは言ふものの、今春闇も厳しいものであろうと予測さ



れます。来るべき21世紀には、日赤の給与体系はどういうふうに変化していくのでしょうか。

まず、第1に挙げられるのは、早々に退職奨励制度から定年制へ移行するということです。新労は、すべての職員が65歳まで働く環境づくりを要求していますが、定年年齢の設定はというと、そこまでは難しいかもしれません。

第2は、退職金の乗率の改正でしょう。これは原資の問題があるので簡単なことではありませんが、現行の乗率を見直すことで、新労の要求する30年60カ月は可能であると考えます。

第3は、昇給停止制度が一般の職員まで波及するだろうと言ふことです。公務員の55歳昇給停止は受け入れられる年齢ではありませんが、それはどの年齢までが許容範囲かを議論する必要があります。

そして第4に、初任給の統一ということです。定年制を確立するということは出口を揃えるということであり、ならば当然、入り口も揃える必要があります。日赤は200の企業体5万人を有していますが、病院や社会福祉施設では全国ばらばらの状態なので、少なくとも血液センターで運用されている基準を参考に揃えていく必要があると考えます。

以上、4点をあげましたが、盤石な給与体系を形成するためには、級別標準的職務内容表や級別資格基準表、そして昇格基準表を見直すことが重要です。赤十字の旗の下、同じ条件で働く職員の生涯賃金は平等でなければなりません。

\*  
思えば、中央執行委員長に選出された熱川大会での就任の挨拶の折、何人かの代議員の方が私の話に傾いて下さったことを糧に、『日赤新労加盟単組の組合員のため』をモットーとして活動していました。

この間、幾多の施設長・事務部長に接し、申し入れやらお願いをしてきましたが、その際、単組役員の方々とも懇親の場でディスカッションすることができたこと、今は楽しく思い出されます。退任する私としては、日赤新労及び全国加盟単組の今後益々の発展とご活躍を、陰ながら祈念してやみません。

全国の組合員の皆様、9年間、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

